

愛媛大学医学部連携病院長会議先進医療協議会細則

(設置)

第1条 この細則は、愛媛大学医学部連携病院長会議(以下「連携病院長会議」という。)規約第2条第3号および第4号を処理するために、第12条に基づき、愛媛大学医学部附属病院先進医療協議会(以下「協議会」という。)を置き、その運営に関し必要な基本的事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 先進医療に関する研究及び診療に関すること
- (2) 治験に関すること
- (3) その他先進医療の共有化に関すること

(組織)

第3条 構成員は、次の者をもって組織する。

- (1) 総務委員から推薦のあった者 若干人
- (2) 病院長が必要と認めた者 若干人

2 協議会に委員長を置き、愛媛大学医学部附属病院長が指名する。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、原則として連携病院長会議総会開催日に行う。

(報告)

第5条 委員長は、協議内容をとりまとめ、連携病院長会議総会に報告する。

(事務)

第6条 協議会における事務は、本院内において処理する。

附 則

この規程は、平成25年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月 1日から施行する。